

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度
27	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。	農林水産省	平成22年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。	食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行うために、必要な調査等を実施。	食品のリコール社告を今後出す際にリコール社告JISを参考とするよう周知。

消費生活用製品のリコール社告JISについて

平成19年2月

主婦連合会「消費者が望むリコール社告のあり方」取りまとめ
(平成18年度経済産業省委託事業「消費者の望む標準化調査研究」報告書)

平成19年12月～平成20年2月

「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」原案作成委員会開催
(第1回～第3回)

平成20年4月

日本工業標準調査会標準部会消費生活技術専門委員会において、JIS規格の制定承認

平成20年6月

リコール社告JIS制定

リコール社告JISで定める記載項目

- リコールタイトル
- 危険性、事故の状況及びその原因
- 消費者が取るべき対応策
- 回収、点検・修理など、消費者への要請
- 製品の特定方法
- 連絡先
- リコール社告の回数及びこれまでの回収率
- ホームページアドレス
- 日付
- その他必要な事項

財団法人日本規格協会が編集・発行した当該JISの解説に、「食品を含むすべての分野でこの規格が活用されることを期待する。」と記載。